

知的財産立国を目指して

- 特許庁長官と 若手審査官の座談会 -

(三原 司会):今日は審査業務部意匠の濱本さ ん、特許審査第一部の住環境の後藤さん、特許審 査第二部の一般機械の村上さん、特許審査第三部 の生命工学の新留さん、特許審査第四部の伝送 システムの岡本さんに参加していただきます。

中嶋長官から今年のはじめごろ「職員へのメ ッセージ」をいただいており、またシンポジウムにおい て講演をなさっておられます。その中で、今年は大いな る試練の年で、審査未着手件数が80万件を超え、審査 制度の危機ということをおっしゃっておられまして、そ んな中でも誇りと自信をもって業務の効率化を進めてほ しいと言っておられます。こういうことを中心に、長官 と若手審査官の皆さんで、質問や意見を交換し、お互い に理解を深めていただければと思います。

1. 世界の中の日本国特許庁

(三原)まず、長官が積極的に取り組んでおられる国際的 な活動に関し、今回のメッセージの中でも「世界の中でモ デルとなる強靱な特許庁」という言葉をお使いになって おられますが、その意味についてお話しいただけますか。 (長官) 今日はこのような機会を設けていただき、あり がとうございます。いま特許庁は2750人という多くの 方が働いている組織ですが、やはり日本の特許庁は世界 で最も進んだ特許庁のひとつだと思います。

私自身はこの20年間ぐらいずっと知的財産の問題に いろんな形でかかわってきましたが、私自身が特許庁と いう組織で働くのは、今回が初めてです。あらためて、 組織としての特許庁で働いてわかったことは、世界中に ある数多くの特許庁の中でも、日本の特許庁が先駆的な



ビジネスモデルをつくっているということです。

ビジネスモデルといっても、皆さんの仕事は民間でい うビジネスとは違います。広い意味での政府の公的なサ ービスを提供するという意味で、審査・審判の仕事は高 度の専門性に加えて、厳しい公正中立性が要求されます。

いま特許庁は創立120年ぐらいです。いままでもそう ですが、これから世界の中で特許庁間の競争というもの がますます厳しくなると思います。

皆さんは日本に住んでいて、世界中の多くの人からうら やまれる生活水準を誇っており、また平均寿命を見ても世 界で最も長寿な国です。それだけのことを達成したという ことは、日本の輝かしい成果だと思います。ただ、この 状態が21世紀も22世紀もずっと続くという保証はありま せん。スイッチを押せば電気がついて、蛇口をひねれば 水が出るのは自然現象ではなくて、それなりのしかけが あるからです。日本がずっと先進国であり続けられるか どうかは、ひとえに日本の中でいかに付加価値の高い活 動が行われるか、最近の言葉でいえば、イノベーション が日本の中で持続的に行われるかどうかで決まります。

例えば、いま現在あるテレビや車などは、他の国が頑 張れば、いずれ相当程度まで同じようなものが作られる ようになります。だからいままでなかったようなもの を作ったり、いままでなかったようなサービスを提供 することが重要です。そのためには、それだけの最先端 の技術がなければできません。先進国というのはつねに 自国の中で資金や人材を結びつけて、イノベーションが 沸々と起きるような国のことです。

よく知財立国といわれるように、国内でそういった知 的な創作活動が行われ、知的財産が創造、保護され、そ れが活用されて収益を生めばまた新たな創造につながっ ていきます。

私たちの仕事は、知的財産の創造と保護と活用のサイクルの中の主として保護の部分を中心に担っています。 だから、産業財産権制度は21世紀の先進国、つまり知的財産立国の制度、インフラを担っていると思います。

世界各国の企業同士は、日々いろいろと競争しています。 国同士も、広い意味で競争しています。実は特許庁同士も 仲間であると同時に、ある意味では競争しています。例え ば極端なことをいえば、いま日本の企業が日本で特許を取 得しようと思うと、26ヶ月もお待ちいただくことになっ ています。もちろんアメリカでもヨーロッパでもある程度 の待ち時間はあります。しかし、ある国で特許を取ろうと 思うとものすごく時間がかかってしまうということになれ ば、その国の企業にとってみればやはり不利なわけです。

もちろん、単に早ければいいというものでもありません。いくらその国で特許が取れても、その特許の質が悪くて裁判したらすぐ負けてしまうとか、海外に出願したら認められないとか、そんなボロボロの特許だったら、いくら早くても意味がありません。

日本という国がどれだけ知的財産の制度に基づいてきちんと知財の保護を実施しているかということが示されて初めて信頼が得られて、日本の企業もそこで活動するし、外国の企業も日本に投資しようということになります。日本の特許庁は日本の企業のためだけに仕事しているのではなく、当然外国の企業のためにも仕事しているわけです。

いずれにしても、企業や国がいろんな形で競争するのと同じように、各国の特許庁同士も協調関係にあると同時に競争関係にあります。とくに特許の世界というのは、産業界、ユーザーからすれば日本で特許になったらそれが世界中で通用するというのがいちばんいい。ところがいまの特許制度というのは、日本の特許庁が審査しても、日本の国内でのみ有効な特許しか与えられません。そのかわり、出願公開されて情報は世界中に知られてしまいます。これは企業にしてみると便利な面もあるけれど、不便な面もあります。世界中に知られてしまうのなら、



中嶋 誠 (なかじま まこと) 特許庁長官

世界中で特許として認めてほしいと考えるのは当然です。そのためにどうすればいいかというと、まず各国の特許制度が同じになって、審査の能力、質も同じになって、特許が認められた後のエンフォースメントというか、実際の行政的措置、さらに望むらくは司法上の扱いとか、そういうものもだいたいハーモナイズされてくるというのが、いちばん良いと思います。

しかし、世界の特許庁がいっぺんにそれをできるわけでもないし、いっぺんに世界中の特許の法律が同じになるわけでもありません。そうすると、いまできることとしては、せめて先進国の間だけでもハーモナイズできないかと、それもすぐには無理であれば、せめて日米欧だとか、それも難しいなら日米で特許審査の協力ができないかとか、さまざまな試みがなされているわけです。

2. 日本国特許庁の先駆モデル

(三原)長官はいま先駆モデルとおっしゃいましたが、 それは具体的にはどのようなものでしょうか。

(長官) 先駆的なものは、大きく2つあります。ひとつはオンライン出願です。特許の、しかも出願だけでも年間40万件を超えるような膨大な案件を処理しようと思うと、特許はデータの蓄積が必要ですから、あらゆる意味で相当大掛かりな情報処理のシステムが必要です。日本は20年以上前に、ペーパーレス計画を始めました。そのこともあって、特許の特別会計ができたわけです。それが随分と試行錯誤を経たうえで、いまや、世界で最も進んだオンライン出願ができる仕組みになっています。日本では97%がオンライン出願で、アメリカでは2%、ヨーロッパは30%。ここまで来る道は決して平たんではなかった訳ですが、やはり大きな成果だと思います。

最近よく、eガバメントとか、電子政府とかいわれて いますが、特許の出願ぐらい、オンライン化を徹底して 実現したものはありません。これがひとつです。

そしてもうひとつは、サーチの民間外注です。これは 10年以上前から本格的にやり始めて、いまはだいたい7 割ぐらい外注ができています。これも実は欧米ではやっ ていないことです。

オンラインとサーチのアウトソース、この2点が成果 をあげているがゆえに、審査官の数からすれば日本の特 許庁が任期付きの方も入れて1400人ぐらいで、欧米が 4000人近いのにもかかわらず、年間の処理の件数から すれば日本のほうが何倍にもなっています。これはもち ろん、ひとりひとりの資質が優秀だということや、皆さ んご自身のご努力もあると思いますが、やはリシステム としてそういう仕事の仕方のモデルを確立したことが非 常に大きいと思います。これは多くの国の人が学んでい ます。いちばん典型的なのは韓国です。そういう意味で 日本の特許庁は先駆的なモデルだといえます。

3. 世界で通用する特許

(三原) 先ほど長官のお話にありましたが、日本で最初 に特許をとって、それが世界で通用するというのがひと つの理想だと思います。これも先駆的なモデルをつくる ということになるのでしょうか。

(長官)そういう形は21世紀には必須だと思います。例 えば欧州でも、国王陛下が誰かに特許を一種の特権のよ うに与えた時代がありましたが、これは、あくまでもそ の国の中で特許が通じればいいからです。しかし、いま は企業の活動がグローバライズしていて、日本で生産す ると同時に海外で生産したり、あるいは日本で生産して も当然海外に輸出します。国際的な活動をする企業にと って、一つの国、例えば母国の日本国内だけで特許をも らっていても全く不十分です。そうすると、主たるビジ ネスの地域、例えばアメリカやヨーロッパでも特許にな ってほしいということになります。

いまだって、特許を取りたい人は、パリルートとか PCTルートでアメリカでもヨーロッパでも特許を取っ ています。しかし、実態はそのためにそれぞれもう一度 出願して、サーチをしてもらい審査をしてもらわなけれ ばなりません。これからますます国際出願も増えるでし ょう。日米欧だけじゃなくて中国やインドでもいずれ爆 発的に出てくるでしょう。それをみんな、世界中のそれ ぞれの特許庁が一からサーチして審査するのはあまりに も無駄です。そんなことをやっているのだったら、各国 でもっと知的財産の創造のほうに人材を向ければいいと 思います。

企業にしてみれば商品を売るのはもちろん大事です が、「技術」だって商品といえば商品です。しかし、普 通ものを売るときには、例えば、家電製品や自動車の基 準は共通になっていて、お互いにしかるべき検査機関が 検査すれば、その結果お互いに受け入れるということに なっているのに、特許は違います。

ただし、いまさらハワイかどこかに世界の特許庁をつ くって日本から何人、アメリカから何人、ヨーロッパか ら何人、それで何千人とかを集める必要は全然ありませ ん。それぞれの特許庁の審査レベルがお互いに信頼でき るものであればいいと思います。そして、制度がだいた い同じであれば、その範囲においては、ある種の相互認 証に向けて進むことができるはずです。

もちろん、特許の制度というのはそれぞれ各国の歴史 や沿革がありますから、自動車や家電製品と同じように いっぺんには相互認証できません。例えば、お医者さん の医療の行為について、アメリカは特許を認めますが日 本やヨーロッパは認めていません。しかし、こういうこ とは言い出すときりがありません。全部、100%問題が 解決しないと何も進まないというのでは、ユーザーから 「だから役人はダメなんだ」と言われてしまいます。

(三原)できることからやっていこうということですよね。 (長官)そういうことです。

21世紀、22世紀を睨んだときに、大きな流れとして 制度や運用のハーモナイズがだんだん進んでいくと思い ます。そのときに、誰がリーダーシップをとっていくか



三原 裕三 (みはら ゆうぞう) 審判部 審判第3部門

ということなのですが、いちばんその必要性を感じているのは日米欧のユーザーである産業界です。

私たちはユーザーのために仕事をしています。しかもユーザーから出願料、審査請求料をいただいて、お給料をもらっています。そのユーザーの要望が正当なものであり、日本の国の利益に資するならそれを実現すべくリーダーシップをとっていくべきだと思います。

もちろんWIPOも大事で、皆さんの同僚に頑張ってい ただいているけれども、なかなか先進国と途上国の間に 対立があって進みません。そうするとせめて先進国間で、 もっともそれだけでも40カ国ぐらいになってしまいま すから、せめて日米欧の3極特許庁でなんとかしようと していますが、その中でも若干温度差があって、やはり 日米が産業界同士も特許庁同士もまずそういうことをや っていこうということになります。いずれEPOも入っ てくると思います。そういう意味で、この特許の行政分 野というものは制度全体の中でも日本が非常にリーダー シップをとりやすい分野だと思います。これは、過去 120年の先輩たちのおかげで、日本の特許庁に対する信 頼があり、日本の特許庁はただ単に自国のことだけを考 えているのではなく、これからの世界全体の特許制度の 方向性を考えながら提案している、ということが理解さ れていると思います。

(三原)新留さん、どうですか。

4. アジア特許庁

(新留)日本で特許になったものが他国で特許になるという、インフラをつくっていかなければならないというお話なのですが、そのやり方としては、例えば相互承認もあると思いますが、もうひとつ、ヨーロッパの特許庁は上の組織をつくってしまって、統一の組織で統一の



新留 豊 (にいどめ ゆたか) 特許審査第三部 生命工学

ルールでやるという、どちらかというと組織論から先に 入るアプローチもあり得ます。

いまおっしゃったお話だと、まず日米欧ということで、 組織論の話にはなりにくいと思うのですが、例えばアジ アに目を向けて、アジアでそういう組織をやるという方 向性は考えられるのでしょうか。

(長官) 私も20年ぐらい前にブリュッセルで、日本のEC日本政府代表部に3年間勤めました。たしかにヨーロッパは、シングルマーケットをつくるといって、経済を超えて外交とかヨーロピアンユニオンまで来ていて、ヨーロッパ大統領を選ぼうとか、ヨーロッパ外務大臣を選ぼうとかいうところまで来ています。ヨーロッパ議会、ヨーロッパ裁判所まであります。そういうものすごい求心力というのがあるから、EPOというヨーロッパ特許庁ができています。そして、本当の意味でのシングルヨーロピアンパテントをつくろうと、ずっとやっています。それは彼らの執念として、いつか必ずどこかで実現すると思います。ただ、それと同じようなことをアジアでやろうというのは現実的ではないと思います。

まず、国の経済発展のレベルや特許庁の歴史や体制は アジアの国の中で相当差があります。そういう中で、ドーンと「アジア特許庁」みたいなものをつくるというの は現実的ではないと思います。

それよりも、いま制度が基本的には非常に近寄っていて、かつ審査の体制や能力もお互いに信頼しあえるのは日米欧です。世界の特許の出願の8割ぐらいを日米欧が占めています。したがって、その間で、実態的に相互認証に近い形をまずやっていくのがいちばん現実的だと思います。

だんだんほかの国も体制が整って、人的な能力も高まったり、情報システムが整備されたりすれば、いずれは世界中の多くの国がそういう相互認証に近い仕組みに参加できると思います。そういう意味で、いまのやりかたが一番現実的だと思います。

そういうふうになっていくと皆さんの国際関係の仕事はますます増えるし、ますます質的な面での改善が求められます。そういう相互認証システムができると、お互いに余計なことをしないですむから、審査する件数が減っていくのじゃないかとか、アメリカで出願、審査したものをこちらで受け入れられるからむしろ楽になるのじゃないかと思うかもしれませんが、私はそんな単純な話ではないと思います。

まず、根っこの出願件数というのはこれからもベース があるでしょう。その中で、むしろ国際出願の割合が増 えると思います。当然ながら先進国の間では、技術は日 進月歩だから、お互いに審査の質を競うというか、量的 な面でも質的な面でも、特許庁間でいい意味での競争に なると思います。だから、よもや相互認証が進むと、自 分たちの仕事がどんどん減るのじゃないかとか、アメリ カからみんな押し付けられるのじゃないかとか、そんな ことはありません。お互いに切磋琢磨して、ユーザーの 人たちの要求に応えられるようにしようということで す。それはご理解いただけると思います。

5. 相互認証に向けて

(岡本)今年5月にUSPTOにて開催された三極審査官会 合に参加させていただいたのですが、率直な意見として は、相互認証でお互いの審査結果をオートマティカルに 受け入れるというのは、いまの段階では結構厳しいかな ということを感じました。

その上で、段階的にやっていくというお話は非常に興 味深かったのですが、どういうステップで、今後やって いくのでしょう。

(長官) それはもちろん、最初から向こうで特許になっ たら、それを自動的に受け入れるという話ではありませ ん。まず、第一庁のほうで出願を受け付けてサーチして、 審査結果が出たらそれを第二庁のほうの審査において活 用して、早く優先的に審査してくださいよ、ということ でしょう。要するに、一からまたサーチすることはないで しょうということです。三極の間のサーチの能力とか審 査の能力というのは相当程度に信頼感はあるわけです。 また、サンプリングで審査についてすり合わせをしてみ たら、もちろん若干違いはあるにせよ、相当程度同質の 審査になっているということも実証済みなわけです。

しかし、一方の結果をオートマティカリーに受け入れ ろとは言っていません。第一庁のサーチの結果をフルに 利用して、それから審査の結果も参考にする。そうすれ ば、少なくとも一からやるよりは早く第二庁でも審査で きるはずだということです。そういう意味で、優先的に 早く審査をしましょうということです。

ご承知の通り、日米で行う特許審査ハイウェイは一年間 は試行です。今年の7月から来年6月までやってみて、こ のハイウェイは1年間何台車が走るかわかりません。しか

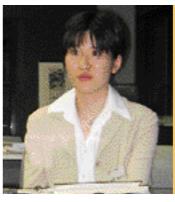
し、少なくとも産業界の中で、少しでも早く国際的な特許 をとっておこうという人にとっては、十分メリットがある 制度だと思います。また双方の特許庁にとっても重複する ワークロードの軽減ということで意味があると思います。

これはあくまでも試行ですから、実際にやってみたら 気づく点もあるでしょうし、改善すべき点もあるかもし れません。それはそれでまた手直しをしていけばいいと 思います。ただ、これは私の信念というか、確信なので すが、いままで30何年仕事をしていると、世の中、歴 史的にはいまこういう方向だというのが見えてきます。 私はこの分野については、試行錯誤を積み重ねながらも、 相互認証のネットワークがジワリジワリと増えていくと 信じています。

(後藤) おっしゃっていることはよくわかりますし、重 要性も認識しています。ひとつお伺いしたいのは、将来 日本も早く審査するようにしないと、数ある特許庁の中 から選ばれなくなってしまうと理解していいのですか。 (長官)日本の大企業の一部は、アメリカで先に特許を とるのですよね、という話をまことしやかに聞かされた ことがあります。なんといっても日本は審査が遅い、裁 判をやるときも、アメリカのほうがプロパテントでしか も裁判も早い、という理由です。

いまから思うと10年ぐらい前に、日本の産業の空洞 化ということがいわれました。瞬間風速1ドル79円にな りました。みんな工場が中国とかに行ってしまって日本 から工場がなくなるといわれました。

その頃、ニューヨークに電話するとき、向こうからかけ なおしてくれるほうが通話料が安いから「ツーツー」とや ってすぐに切るとか、航空機のチケットも日本で買うより ソウルで買ったほうが安いとか、ダイレクトメールを配る にも日本でやるよりも香港かシンガポールでやったほうが 安いとか、ヨーロッパから船でもってくるときも神戸の倉



後藤 麻由子 (ごとう まゆこ) 特許審查第一部 住環境 (住宅設備)

庫を使わずに釜山の倉庫にあげて外航海運にしたほうが安 いとか、ありとあらゆることがいわれました。

それはどういう意味かというと、道路や飛行場を含めた物理的なインフラや色々な制度を含めて、日本ではコストや時間がかかるので、これを迂回するということです。そういう意味で空洞化というか迂回現象は、あらゆるものに及ぶ可能性があります。

その一環で、日本の特許はとにかく審査も裁判も長いからまずアメリカで特許をとる、それを甘受するのもひとつの行き方かもしれないけれど、やっぱり先進国の政府としては、自国のユーザーのニーズに応えきれていないということでしょう。これは恥ずかしいことです。一部の企業はそういうことができるかもしれませんが、日本の多くの普通の企業、まして中小企業には無理でしょう。いまのは極端な例ですが、いずれにしても、そういうネットワークができる中で、日本の特許庁として、日本の産業界の利益は当然ですが、海外の出願者の要求にも応えることを含めて、つねに最先端を行けるような仕組

6. 日本国特許庁のセールスポイント

みとか、仕事の仕方をしていくべきだと思います。

(村上)いまのお話と似ているのですが、これから相互 承認等が進むと、仕事が重要になってくると同時に、特 許庁間の競争がでてくると思います。私は途上国に何度 か行く機会があったのですが、やはり英語を使うという 安心感から、わりと欧米のほうを向く傾向があったと思 います。競争になったとき、日本のセールスポイントと してどのように売っていけばいいか、というのをいつも悩 んでいるのですが、長官はどのようにお考えでしょうか。 (長官)やはり欧米が有利というか、英語は事実上、世界 でも共通語的なところがあるでしょう。一方で、アジアの 国々もそれぞれに母国語があるわけです。日本だって日本 にしかない日本語で年間40万件近くの出願を受け付けな がら、世界中の文献検索もきちんと行い、かつ審査結果を 世界中に向かって英語で発信しているわけでしょう。

その日本の仕事の仕方というのは、中国韓国はいうに 及ばず、他のアジアの国にとっても、ある意味では参考 になるわけです。そういう仕事をしながら、日本がこれ だけ量的にも質的にもレベルの高い特許庁になっている という実績があるわけです。

私は欧米の特許庁のセールスポイントとはまた別の、

日本にしかないようなセールスポイントがあると思っています。ヨーロッパはセールスの仕方が上手です。日本は真面目で、何も、自分たちのシステムを売り込むために途上国を支援しているわけではないけれど、人材育成などいろいろな経済・技術協力を活用しながら、後々、日本の特許庁との人的なつながりもできるようにということでやっていくと、たぶん途上国の人は必ず理解してシンパシーを持ってくれると思います。

例えばご存じの通り、中国はEPOが昔から支援してきているし、EPOの人は中国は俺たちが支援してここまで来たのだと思っています。中国の人も、特許庁のホームページなどを見ると、だいたいEPOに支援を受けたとは書いてあるけれど、あんまり日本のことは書いてない。ちょっと残念な気もしますが、別にそのことにめくじらを立てる必要はありません。アジアとかアフリカの国にしても、自分たちにとって何が参考になるかというと、日本の行き方というのは、非常に参考になると思うので、それは自信を持って言えばいいんです。あとはそれぞれの国のご判断です。

(濱本)私は国際課で主に中国を担当していたのですが、中国をはじめとする途上国に日本はいろいろ協力しています。専門家を派遣したり、途上国から研修生を受け入れたりしています。これは日本が考える「こう育ってほしい」というビジョンがあってのことだと思いますが、日本が望む方向と違う方向に育ってしまうことがあります。また、特に中国はドイツとか他のヨーロッパの国々と日本を比べ、どちらがより多くの協力をしてくれるか考えています。これからもJPOは協力していかなければいけないとは思うのですが、働く者としては悩んでいます。

(長官) おっしゃることはよくわかりますが、それは援助されるほうも才覚があるということです。もらうほうは、たくさんのところからたくさん援助が来たらそれでいいのです。

最終的にどういう制度にするかは相手国の判断ですから、押しつけてはいけないと思います。こういうときは、 謙虚な気持ちでかつ自信をもって「日本はこういうふう に努力してこうやってきました、いまはこうです。これ を参考にしてください。」と言えばいいのです。

あとは相手国が、EPOなどと比較して、EPOがいい と思ってEPOのほうに行ったとしても、勝ち負けの問 題ではありません。なにがなんでも日本式のモデルを押 し付けるということはないと思います。

援助するほうも一回限りにしないように、後もフォロ - しながら関係を保つなどの工夫が必要だと思います。 経済協力という世界はみんなある種の援助支援合戦みた いなところがあるでしょう。その中で、ただ単にお金が 多い少ないを競うのではなくて、その国にとってどうい うものが参考になるのかという点において、日本の経験 や知見が役に立つのなら堂々とすすめてあげれば良いと 思います。

ただ単に漫然とやるのではなくて、持続的に、いい意 味でアジアの国同士の競争にもっていくこともできると 思います。支援というのは、するほうもいろいろと知恵 がいるのです。

7. 日米特許審査ハイウェイ

(岡本) ずっと疑問に思っていたのですが、日米欧とあ ったときに、なぜ最初に日米で特許ハイウェイを始めた のでしょうか。EPOの審査官とのほうが交流の機会が 多いのですが。

(長官)日米は、ある意味で決定能力があるし、それだ け特許審査ハイウェイのようなものをできるだけ早くや るという切迫した必要性を感じています。裏返していう と、EPOはそういうことを迅速に決める仕組みになっ ていません。ご存知のように、EPOがなにかやるとな ったら31カ国からのご了解を得なければいけません。 私もEC委員会やEUを見ていると大変だと思います。 EPOというのは国際機関です。国際機関というのはと にかく、かんかんがくがくとしていて、時間もかかります。

審査のクオリティとかいうことからすれば、EPOの 人は優秀だろうし、組織としてもEPOは素晴らしいと 思います。ただ、去年の秋に、日米は今年の7月から特 許審査ハイウェイをやろうということがおおむね合意で



岡本 正紀 (おかもと まさき) 特許審查第四部 伝送システム

きたけれども、EPOはどうかというと「ちょっとこれ から、いろいろ検討します。」ということでした。「じゃ あ、あなたやる気はないのか。」というと「いやいや、 やる気はないわけじゃないですよ、まあいろいろと相談 することも必要です。」という話でした。

8. 推進計画2006

(三原)次は、先日、2006年の推進計画が出まして、特 許審査の順番待ち期間をゼロにしようという目標を掲げ た上で、中期目標として2008年には20カ月台に、長期 目標としては2013年までに11カ月にしようということ になっています。これを実行していくにあたりまして、 IN対策とOUT対策があると思います。長官は特にトッ プ懇等を通じて企業の方とも会われておりますので、 IN対策としてどのようなことをやっておられるのか、 そのあたりのことをお聞かせください。

(長官) いま、審査請求の津波が来ています。これは 2001年の10月以降の出願のものについて、審査請求期 間を7年から3年に短縮した、制度改正の時にすでに予 想されたことです。だからこそ2004年から、任期付き 審査官を毎年100名程度、5年間で500名の増員をして いるわけです。

世の中の人に理解してもらいたいのは、政府がいろい ろな国際動向にあわせたり、日本の産業競争力の強化の 観点から行った制度改正の結果、当然予想される、ある 種の津波がおきているということです。したがって、ま ず政府自ら、具体的には特許庁自らが、任期付き審査官 を増やすとか、サーチのアウトソースをもっと増やすと か、国際出願の関係で少しでもお互いの労力を減らすた めに、日米の特許審査ハイウェイみたいなことをどんど んやっていくとか、審査能力のパワーアップを最大限や っていくことは当然です。

ただ、同時に、日本はいままでずっと出願大国といわ れて、それ自体は決して悪いことではないのですが、実 はその言葉の中にいろいろな問題とかリスクもあるので はないでしょうか。それは産業界にもよく考えていただ きたいと思います。例えば、日本では出願されたものの うち審査請求されるものは半分になって、さらに最終的 に特許査定となるものとなると、さらに半分以下になっ てしまいます。それは欧米に比べても歩留まりが良くな いのではないでしょうか。別に、産業界が余計な手数料



を払ってもったいないとか、特許庁が仕事が増えてかなわないとかいうことではなくて、やはり本当は、もう少し事前のサーチをしていただければ、企業の研究開発段階、出願段階での無駄というものが避けられるのではないでしょうか。産業界にとっても、貴重な資金とか人材を、少しでも有効に使って研究開発していくという意味で、予めのサーチは大事なことではないでしょうか。

あるいは、特許を出願すれば、必ず18カ月後に出願公開されてしまいます。もちろん特許の公開情報だけで、単純にまねができるというものではありませんが、出願件数を争うのは20世紀の話です。21世紀の先進国企業の知的財産戦略というのは、やはり特許で出願するのか、ノウハウで管理するのか、出願する場合でも海外出願をどこまでするのか、ノウハウで管理するときも先使用権のことはどのように整えておくのか、そういうことを全体として考えることが必要だと思います。

そういうことを、ぜひ各社真剣に考えていただきたいと思います。もちろん、各社の事業の戦略とか研究開発の戦略と密接に結びつくから、一概にどういう査定率とか、どういうグローバル出願比率が理論的に正しいとか、そういうことを言っているわけではありませんが、結果として、出願や審査の請求も厳選されることになると思います。

私共は、民間で事前のサーチなどもしやすくなるように、特許庁のデータベースへのアクセスを改善したり、研修の機会を提供したり、取下げの場合における審査請求料の返還の制度を拡充したり、いろいろなかたちでお手伝いしています。弁理士の方にも、いい意味での産業

界へのアドバイスを適切にやってください と要請しています。

私が1月以降一番心掛けたのは、省内の本部で決めた行動計画というのは、「特許庁に審査請求の津波がきているので、あまり出願しないでください、審査請求しないでください」、というキャンペーンをはっているのではない、ということです。我々はとにかく審査請求があれば、しゃかりきに審査します。そのためにさっき言ったようないろいろな方策を講じています。だけど、それと同時に産業界の方も真剣に考えてくださいということです。

大臣にお願いして特許審査迅速化・効率 化推進本部をつくりました。これは、多分特許庁では初めてだと思いますけれど、その趣旨は、経済産業省・特許庁自身が一所懸命やるのは当然だけれども、産業界にもいろいろと考えて欲しいということです。産業界に会って「私が今日来で申し上げたいことが2点あります。一つは特許庁はかくかくしかじか、いろいろとやって、しゃかりきに頑張ります。だけど二つめ、同時に産業界の方も、野球でいえば打席数ばかりを競うのではなくて、ヒットの数とか打率とか打点とかホームランとか、あるいはそもそも場合によってはやたらとバットを振り回さない方がいいかもしれない、そういうことを考える時期じゃないですか」と言っています。

そう申し上げれば、だいたいヘビーユーザーの20社 くらいの社長さんなら、皆すぐわかっていただけます。 「実はうちも昔は、出願件数の号令を社内で出していま した。だけどいまやそういう時代ではないということは わかっています。これを契機に、むしろ歩留まり率を %に、グローバル出願比率は %に持っていこうと 思います」とか、いろいろなことをおっしゃいます。

私はちょうどいま、そういう時期だと思います。だから津波の話と出願構造改革というのは、先進国日本の企業の21世紀型知的戦略としてみれば、深いところでつながりがあると思います。

9. 特許制度の使い方

(新留)経済産業省全体として、ひとつの産業構造、産業としてのあり方をどうするのだということを各企業に

問うというというのは非常に意義深いと思うのですが、 感触としてどうですか。企業のマインドとしては、特許 査定率や、効率性に向かっていくのでしょうか。

(長官)グローバル出願を30%にとか、特許の黒星とい う表現はいいかどうか知りませんが、特許の黒星を2割 カットしましょうとか、そのために一元管理とか私達が いうと、そういう比率を役所の方から押し付けられて、 みんな数値を公表されて、ギリギリギリギリ締め付けら れるのではないかと、まず各社の知財担当部長さんなど は思います。

それについては、まず、一律押し付けるなんてことは、 まったくありませんと申し上げています。ただ、さっき 言ったような意味で、いずれにせよ改善した方がいいで しょうと申し上げています。それ自体について、正面か らそう思わないと言う方はいません。もちろん、業種に よって大きな差異があり、また、企業によって、同じ業 種でも特にグローバル出願比率などは大きな違いがあっ たりしますから、何も役所があなたのところは何%にし なさいなんて、個別に言う必要性はまったくありません。 どう判断して取り組むかは、It's up to youです。私は その問題意識を投げているつもりです。

それから、反応でおもしろいのは、知財部長さんのな かには、「今日は、長官が直接社長に言ってもらって良 かった、我々も実はそう思っていたのですが、やっぱり 社長は、出願件数が去年より減ったなんていうとまずい のじゃないかと、どうしても思ってしまうので、だから 今日は、出願件数で競うのじゃなくて、量より質だと言 ってもらって、むしろよかった」と言ってくれる方も少 なくないです。

もちろん「そうなると、いままでは出願件数だけ報告 していれば良かったのに、これからは査定率だとか、グ ローバル率だとか、いちいちそんなのにまで社長が関心 を持つと、これはやばいなあ」という表情をする人もい ます。ただ出願件数だけ報告して、社長を喜ばせていれ ばいいという時代ではないということを、社長自身も分 かってほしいし、知財部長さんにも分かっていただきた いと思います。

くれぐれも誤ったメッセージにならないように、「私 たちはしゃかりきにやります。だけど皆さんも考えてく ださい。ただしどういうことをやるかは、皆さんのご判 断で」ということです。

(三原)企業に長官が出かけられて、いわれるのは非常

に重要なことだと思いますので、よろしくお願いします。 (長官)特許の世界って、いま、これだけ知財立国、知 財立国といわれていますが、世間一般の人の理解という のはまだ表面的だし、企業の知財部の人も、会社全体と か、日本全体のパースペクティブのなかで、知財戦略を 深めていっていただきたいと思います。

我々の仕事はすべてユーザーのため、ひいては日本の 国民の皆様のためです。特許庁ができることは精一杯や るけれども、それだけじゃなくて、さっきおっしゃった 言葉だとINとOUTとか、そういう全体として、政府と 産業界と一緒になって、大学なども含めて、一国の特許 制度をどううまく使いこなせるかということだと思いま す。そういうきっかけにしたいのです。

10. 審査官へのメッセージ

(三原)今日ここに来ているのは若手の審査官でござい ます。ぜひ長官から頑張ってほしいとのご意見をお願い します。

(長官)私は特許の審査というのは非常に知的で、おも しろくてやりがいがある、と同時に、やっぱり大変な仕 事だと思っています。審査も審判も、最終的には か× かでしょう。やはりそれは責任が重いです。上司、先輩 に相談はできるかもしれないけれど、最後は自分が責任 を持って決めなければならないわけでしょう。だからあ る意味では、非常にストレスがたまるかもしれない。

でも、そのストレスに耐えなければいけないのです。 誰に強制されたわけでもないし、もしかしたら皆さんに はもっと安楽な道があったかもしれないけれど、皆さん は、特許の審査官という道を選ばれたのです。選んだか らには、やや口幅ったいですけれど、一回きりの人生な のだから、自分の全身全霊を傾けて悔いのない仕事をし ていただければ、もちろんご本人も満足感を得られると 思うし、それが日本の産業界とか日本のため、ひいては 世界の為にもなると思うのです。いい特許が認められて 世界に発信されていくわけですから。

特許の審査というのは、21世紀の先進国であり続け たい日本にとっては、必要不可欠な仕事です。しかも技 術は日進月歩ですから、常に日々新しいことにキャッチ アップしていくというか、常にチャレンジを受けるわけ です。それを解読して、公正中立な判断をし、質の高い 結果を、しかもできるだけ迅速に出すというのは、もの すごいプロフェッショナルなスキルもいるし、モラルも いる。非常に大事な仕事だから、ぜひ皆さんの能力を最 大限に発揮していただきたい。

ただ言っておきたいのは、決してあまり偉ぶらないでほしい、謙虚でいてほしいということです。単純に言わせていただくけれど、私はやはり最も大事にしなければならないのは、創造する人だと思う。知的財産の創造と保護と活用と言っても、そもそも創造がなければ保護のしようがないわけで、いくら立派な審査官がいたって、そもそも立派な出願がこなければしようがない。逆にいくら立派な創造があっても、それが的確にちゃんと保護されなければ本来の効用が発揮できません。

ぜひお願いしたいのは、いまは公務員制度とか公務員の仕事の仕方について、世間の目がきついわけです。皆さんも義憤を感じられることもあると思うけれど、残念ながら公務員トータルとしては、いろいろな個別の事例がぽろぽろでてきて「なんだよその仕事の仕方は、民間はこれだけ頑張って日々やっているのに」というふうに見られているわけです。

そのときに「忙しいなか、おれが審査をやっているのに。なんだこの明細書は、こんなことも知らないのか」とか、そういう応対は絶対だめです。出願人は神様ですとまではいわないけれど、出願人あっての審査なのだから、ちゃんと敬意を持って接してほしいということです。(三原)誤解されないよう、注意しなければなりませんね。特許庁も内なる努力、最大の努力をしていくのだということに関して、抱負などはありますか。村上さんどうですか。

11. 審査官のモチベーション

(村上)そうですね。今年から処理アップということで 大変ではありますが、審査官のモチベーションはすごく



村上 聡 (むらかみ さとし) 特許審査第二部 一般機械 (制動・機械要素)

高いままだな、というように感じております。

(長官)ありがたいね。感謝しています。

(村上)私の周りにもきいてみたのですけれど、一番大きかったのは、今年度始まるに当たって、直接部長、技監の方から、考えをしっかり伝えていただいたことです。それによって我々の進む方向がよくわかったので、「よしやっていこう」という気持ちになれたと思っています。そういう意味で、節目節目、もしくは重要な転換点には、その状況をぜひ伝えて頂きたいと思います。書面ではなかなかわからないところがありまして、実際会ってお話を聞きますと非常によく分かりますので、そういう機会を設けていただければありがたいと思います。

(長官)よく分かります。ちなみに、私も年頭に何か伝えたいと思ったのは、実は去年こちらにきてから年末まで、特別会計をやめるとか、特許庁を民営化しろとか、独立行政法人にしろとか、ありとあらゆることを言われたわけです。

そこで思ったのは、やはり知財立国といっても、特許庁がどんな仕事をしているかとか、どういう仕組みだとか、皆知らないわけです。だから少しでも知ってほしいのだけれど、それにつけても、特許庁固有の話に加えて、公務員制度全体が槍玉にあげられているので、やはり正直言って危機感を覚えるわけです。そういう特許庁という組織全体がおかれているいまの状況を、一人ひとりのかたに理解してほしいと思い、一人ひとりにしゃべるわけにはいかないから、便宜的に活字で流したのです。

(岡本) 先ほど長官もおっしゃったのですが、審査という仕事は非常にやりがいがあり、社会に与える力というのも大きいと思います。でも実際の審査というのは、書面を見て、サーチをして、書面を出す。ある意味世間と隔離されていて、あまり社会と接する機会がありません。その点、長官、技監は、皆さん特許庁の目なり耳なり口として、高い情報収集能力を持っていらっしゃると思います。企業の方などと話した際に、審査官のモチベーションにつながるような情報を手に入れましたら、問題のない範囲で結構ですので、その情報を審査官にも積極的に流していただければと思います。

(長官)わかりました。ちなみに、本当に嬉しいことなのですが、私の経験では、特許庁の仕事について、悪いことを言う人はまずいません。皆、よく頑張ってやってくれていますね、という評価です。ただもちろん、当た

り前ですけれど、どんな政府の仕事でも、どの時代でも、 正当なご要望はあるわけですから、外と接したときに感 じたことで、皆さんにお伝えした方がいいこともあるで しょう。

一点だけ補足すれば、皆さんプロフェッショナルだか ら、それぞれの分野については、日本で一番、世界で一 番詳しいという自負心をもってもらった方がいいのだけ れど、同時に、世間についての関心、それはやっぱり持 った方がいいと思います。民でできることは民といって も、私は、特許の審査の仕事というのは、各国政府がき ちんと責任持ってやるべき仕事だと思います。というこ とはやっぱり公務員なのです。そうしたなかで、普通の 社会の人からすれば、公務員と言うことで括られてしま うから、それがいまどういうふうに見られているかとい うことを、客観的に見る目も持ってください。

12. 意匠審査の現状と国際出願

(濱本)今、村上さんや岡本さんのお話を伺って、特許 庁の中でも、特許の審査官と意匠の審査官のおかれてい る状況は、かなり違うなと思いました。というのは意匠 の場合、まず滞貨がありません。基本的にファーストア クションが約7カ月で、古くても1年前の出願です。し かも、製品化することが決まっている具体的な意匠が出 願されますので、自分が審査していた意匠がそのまま世 に出ていることが多いのです。技術が特許されて、ある 製品に応用されて、世に出ていくのではなく、自分の手 元にあったものが店頭に並んでいるということが多く て、自分の仕事と社会とのつながりがすごくダイレクト なのです。

(長官)よりvisible、tangibleだよね。

(濱本)はい。意匠の場合、審査スケジュールを公表し



濱本 文子 (はまもと ふみこ) 審查業務部 生活用品 (身の回り品及び販売 用品)

ているので、おそらく企業の方は、それに活動スケジュ ールを合わせて出願されていると思います。自分が登録 査定を送った次の週に、例えば新聞に大きな広告がでる ことが多く、すごくおもしろいなと思っていました。

(長官)計画的にできるわけだね。

(濱本) むしろ、一時期審査が早すぎたといわれていま して、なぜかというと、もののデザインというのは、最 初のインパクトが大事なので、広報活動より先に公報が 出てしまうと、かえって企業にとってはマイナスだから です。企業によっては審査が早すぎるとおっしゃること もあり、最初のうちは奇妙な気がしていたのですけれど。 (長官) 今日は、特許、特許と言ってしまったけれど、 ごめんなさい(笑)。特許についてはもちろん、医療特 許とかeビジネス特許とか、国によっていろんな違いが あります。意匠はそれに加えてそもそも審査の方式など が、先進国の中でも違いがあったりして、これから21 世紀の意匠権の保護は審査方式も含めてどういうかたち になっていくかというのは、特許とはまた別の問題があ ると思う。もちろん審査期間が昔より随分短くなったと いうのは皆さんの努力の成果ですが、特許の迅速化とい うものとはちょっと状況が違うと思います。

一方で、先進国の基本として、デザインというのはも う一つの大事な競争ファクターですから、ぜひそれをう まく保護していく制度にしたいのですが、出願人のご要 望は必ずしもひとつではないということが当然ありま す。そういう意味で、ひとつだけ申し上げたいのは、こ れは特許の制度全てそうなのだけれど、産業財産権制度 というのは、人間が考えた制度だから、ある時代、ある 考え方のもとに、その時の実態にあったものとしてスタ ートして、段々修正されてくるのです。先行者に利益を ちゃんと保障する代わりに、公開するという、根っこの 仕組みは基本的には揺るがないと思うけれど、細かい点 は、常に変わっていくのだと思うのです。だから皆さん は、いろいろ感ずるところがあったら、現場からの声と いうのもぜひ出してほしいし、企画立案部門などによく 繋いでいってほしいわけです。

意匠の世界では、日本の企業が意匠出願して、そのう ち海外にも行っているというのはどのくらいですか? (濱本)日本が第一国の出願のうち何割が海外に出願さ れているのかは判りませんが、例えば、OHIM、つまり、 EU圏の意匠商標庁の出願件数で見ると、一位がドイツ、 二位がイタリアで、日本も非EU圏からの出願としては 上位に入っていますので、一定の割合で出願されている と思います。

(長官)デザインの審査をしていると、日本のデザインの 競争力とか、いろいろ感じるところはあるかもしれない。

企画立案部門というのは、現場の実態と結びついていかないと、それはわからないのです。特許庁の強みというのは、それが両方同じところにある、しかもそれがちゃんと人事交流しているということなのです。ですから個々の審査官も、いろいろな現場で気がついたことを、うまくこの大きな特許庁という組織の中で、情報交換していくというのが大事です。私から見ると、そこがもっとあってもいいのじゃないかという気持ちが、正直あるんです。

13. 審査官の将来像

(後藤) 将来フロー審査になって、待ち時間がなくなったとしまして、審査官は、審査以外のこともする余裕ができてくるのじゃないかと思うのです。人数もこれだけたくさんいますし。その時に、審査以外にこれからどういった方面で活躍できる可能性があるのでしょうか。

(長官) それはいくらでもありますよ。例えば、未着手案件がゼロになったとしましょう。しかし、その時点でも、多分まだ完全なハーモナイズなんてできていないでしょう。先進国でも、まして途上国との関係でもできていないでしょう。国際関係の仕事をはじめ、やることがないということは全然ないと思います。

(新留) 今後私たちがインセンティブをもって、どうやっていくかということに関わることとして、将来像みたいなもの、審査官の今後というのが少し気になるところです。

(長官)まず審査の仕事というのは量的にも質的にもずっと続くということです。普通の民間の企業というのは、例えば牛丼で儲かっていたけれど、あるときBSEで原料が入らないとか、いろいろなことが起きて、そのつど必死に、牛肉がだめなら豚丼だとか、いろいろ頑張るわけでしょう。

ところが、特許庁なる機能をもつ組織というのは、未 来永劫必ずいるわけだし、必ずお客さんだってくる。必 ず毎年、量的にも質的にも、世界でもっとも充実したお 客様がいらっしゃるわけです。その点においてまず皆さ んの仕事は今後とも量的にも質的にも十分のものがある と思います。確かに待ち時間ゼロになるのが望ましいけ れど、仮に量的にはそこまでいったとしても、質的には 常に最先端の案件がくるのだから、この組織で仕事する 限りは、飽きたとか退屈するということは、私はないと 思います。

もうひとつは、仮に特許庁を離れられた後も、皆さんのそういう能力と意欲があれば、いろいろなかたちで社会に 貢献していただけると思うのです。いまでもIPCCとか、 民間側のサービスということで、いろいろ指導してくださっているかたは、大いにいらっしゃるでしょう。いずれに しても、多分特許とか意匠とかそれを審査する組織はこれからも常に必要でしょう。また、その前提として、時代の 要請に応じて柔軟に対応していくことも必要です。

皆さんは、世間の普通の人がやっているのとは違う、 非常にプロフェッショナルな、大事な仕事をしているの だから、それだけのプライドと自信をもって、けれども 謙虚でいていただきたいと思います。

(三原) ありがとうございます。私も聞いていて、この 仕事を一所懸命やっていけば、専門のプロフェッショナ ルとして今後も生きていける、世の中に貢献するからこ そ次に生きていけると思いました。

(長官) こういうと陳腐かもしれないけれど、本当に自分が信じてきちっとやっていれば、一時期いろんな誤解はあっても、必ず最終的には世間の人とか社会は理解してくれると思います。それは決して大向こうをうならせるような立ち回りをするのではなくて、1件1件大事に誠実にやっていくことによって、信頼と評価が得られるのだと思います。

そういう意味では我々の仕事というのは地味といえば 地味だけれど、社会のインフラというのはもともとそう いうものなのです。特許の審査もある意味で社会に不可 欠なソフトのインフラで、しかも国際競争にさらされて いるのだから、皆さんぜひ、プライドと自信をもってや っていただきたい。

とにかく皆さんの仕事には、終わりがない。これからますます国際的な交流も盛んになるだろうし、ある一つの組織の中で個人の能力をこれだけ活かしながら、仕事ができるというのは、ある意味うらやましいことだと思います。

(三原)貴重な時間をいただき、若手審査官と語っていただきまして、ありがとうございました。長官のメッセージを受けて、審査官も日々努力していかなければいけない、その糧になったと思います。

(全員)ありがとうございました。